

一人で悩まず
相談を

11月は「子供・若者育成支援強調月間」 および「児童虐待防止推進月間」

子ども・若者は家族にとっても、社会にとっても、かけがえのない存在です。ひきこもりや不登校、少年非行や児童虐待などは社会全体で取り組まなければならない問題であり、行政、支援団体、市民が連携協力し、子ども・若者の育成支援に対する理解を含めるとともに、地域全体で支えてい

く社会を築くことが重要です。

市などでは、悩みを抱える青少年や心配事を抱える保護者のために、さまざまな相談窓口を開設していますので、ぜひご利用ください。

■問い合わせ先 こども家庭課(子育て相談係)(☎ 40-3976)、健全育成係(☎ 40-7038)

相談窓口	とき	ところ	電話番号
少年相談センター	平日の午前9時～午後5時	こども家庭課内(市役所1階)	☎ 35-7000
家庭児童相談電話	平日の午前9時～午後4時	こども家庭課内(市役所1階)	☎ 35-1111、 内線354 ☎ 33-0003
子育て支援相談電話			
弘前少年サポートセンター	平日の午前8時30分～午後5時15分	弘前警察署内(八幡町3丁目) 青森県弘前健康福祉庁舎内(下白銀町)	☎ 35-7676 ☎ 36-7474
弘前児童相談所			
子ども虐待ホットライン	24時間対応、休業日無し	弘前児童相談所内(下白銀町)	☎ 0120-73-6552
児童相談所虐待対応ダイヤル		最寄りの児童相談所	☎ 189(全国共通ダイヤル)
こども悩み相談電話(子どもたちからの悩み相談を受け付け)	平日の午前8時30分～午後5時(時間外、休日は留守番電話で対応)	総合学習センター内(未広4丁目)	☎ 26-2110
相談支援チーム(学校生活や子どもとの関わりについて)	平日の午前8時30分～午後5時	教育センター内(未広4丁目)	☎ 26-4802

※このほか、フレンドシップルーム(総合学習センター内(未広4丁目))では、通室による指導(平日)を行っています。

次代を担う
新成人のために

弘前市二十歳の祭典(成人式)のお知らせ

【令和3年度二十歳の祭典(成人式)に関するお知らせ】

市内在住の対象者へ「令和3年度弘前市成人式に関するご案内」(令和4年1月9日(日)開催)を送付します。

▼対象 平成13年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、令和3年11月1日時点で弘前市に住民登録がある人

▼発送予定 11月上旬～中旬

※はがき発送後、内容を市ホームページに掲載しますので、市外在住の人はホームページで確認を。

プログラムに掲載する有料広告を募集

令和3年度弘前市成人式プログラムに掲載する有料広告を募集しています。広告内容には一定の条件がありますので、市ホームページでご確認ください。

▼配布日 令和4年1月9日(日)

▼配布予定枚数 1,500枚

【令和4年度二十歳の祭典(成人式)に関するお知らせ】

令和4年4月1日から民法の成年年齢が18歳に引き下げられますが、令和4年度以降の二十歳の祭典(成人式)の対象は次の通りとします。



▼対象 これまでの二十歳の祭典同様、当該年度中に20歳になる人

■問い合わせ先 生涯学習課(岩木庁舎2階、☎ 82-1641)

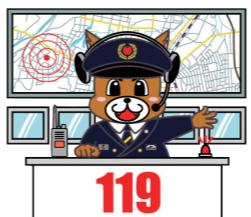
▼掲載規格など 8枚(縦45mm以内×横85mm以内)

※募集枠数を超える応募があった場合は、市内に主たる事業所を有する掲載希望者を優先し、抽選で決定します。

▼掲載料 5,000円

▼申し込み方法 11月15日(月)までに、申込書に必要事項を記入の上、広告案等を添付して生涯学習課に提出を。申込書は市ホームページからダウンロードできます。

11月9日は「119番の日」



© 消防犬「火けしくん」
弘前地区消防事務組合

令和2年中の119番受付件数

令和2年中に弘前地区消防事務組合管内(弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鷲町・田舎館村・西目屋村)で受け付けた119番件数は1万3,611件で、1日当たり約37件でした。これは約39分に1件の割合で受け付けしたことになります。

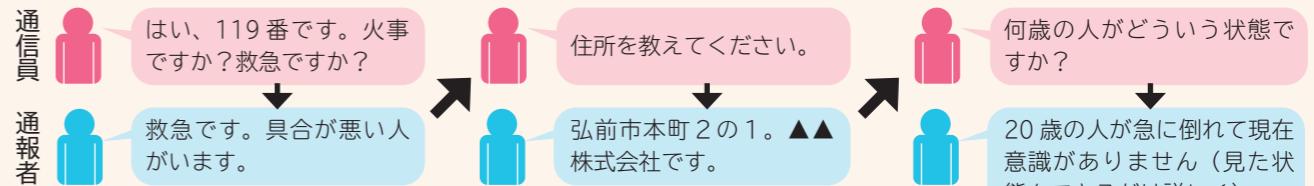
119番通報のシステム

弘前地区消防事務組合管内から加入(一般・IP)電話や携帯・公衆電話などで通報すると、消防本部通信指令課消防指令センター(本町)につながり、そこから災害現場に最も近い消防署に出動指令が出されます。

※携帯電話からの通報は、電波の状態によっては近隣の消防本部につながる場合があるため、市町村名から住所を話してください。その際、管轄が違う場合は、災害現場の管轄消防本部へ転送されます。



119番通報の仕方 ~救急時の例~



救急だけでなく火災や救助も同じように、住所を正確に、また、聞かれたことに対し内容を詳しく話してください。そうすることで出動までがスムーズになり、現場へ到着するまでの時間を短縮できます。

※消防車または救急車は、住所が分かった時点で出動します。その後でさらに詳しい情報を聴取していますので、慌てず落ち着いて通信員の指示に従ってください。情報の収集にご協力をお願いします。

消防庁では、毎年11月9日を「119番の日」と定め、119番通報についての正しい知識と理解を深めてもらうとともに、防災意識の高揚を図っています。

火災や急病、けがや交通事故など目の前で災害が突然発生した場合は、誰でも気が動転し、興奮した状態になりがちです。一刻を争うときでも、「慌てず・落ち着いて・正確に」119番通報できるように、町会や自治会または勤務先などで実施する防災訓練の際に、通報訓練を積極的に行い、通報のしかたを身に付けましょう。

■問い合わせ先 弘前消防本部通信指令課(☎ 32-5101)

ファックス119・NET119緊急通報システム

聴くことや話すことが不自由な人は、ファックスやスマートフォン・携帯電話のインターネット機能(Web機能)による119番通報を利用できます。NET119緊急通報システムの利用には事前の登録申請が必要です。詳しくは弘前地区消防事務組合ホームページ(<http://www.hirosakifd.jp/>)で確認するか、お問い合わせください。

119番は緊急電話です

119番は緊急通報専用の電話です。災害や夜間・休日の救急病院の情報などは、下記へお問い合わせください。

○火災など災害の問い合わせ…災害情報テレホンガイド(☎ 0180-991-995)

※一部の携帯電話、PHS等利用できない電話があります。

○夜間・休日の救急医療情報…医療機関紹介(☎ 32-3999)